

山 監 査 第 1 1 6 号

平成30年(2018年)10月11日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告書提出先

山陽小野田市長及び山陽小野田市議会

3 報告書提出年月日

平成30年10月11日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

地域振興部

シティセールス課、文化振興課及びスポーツ振興課

3 監査の期間

平成 30 年 9 月 12 日から平成 30 年 10 月 2 日まで

4 監査の方法

今回の監査は、平成 30 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定より、その旨を監査委員に通知されたい。

(1) 芸術顧問について

芸術顧問の出務状況が適切に管理されていない。また、規則で定められた職務の遂行について確認ができない。出務状況を把握し、適切に管理されたい。また、改めて職務の内容について調整する必要があるとともに、芸術顧問の有効性等について協議・検討する必要があると考える。

【文化振興課】